

# 令和6年第3回定例会会議録（第2号）

令和6年9月5日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	和田健二	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	松屋益治郎	財政課長	河野文彦
観光課長	牧宏爾	こども部次長 兼子育て支援課長	中西郁夫

保険年金課長	石崎 聡	都市計画課長	山田 栄治
建設部参事 兼公園緑地課長	橋本 和久	教育政策課長	森本 悦子
上下水道局長 総務課長	田原 誠士	上下水道局長 下水道課長	田邊 和也

○議会事務局出席者

局長	河野 伸久	次長兼議事総務課長	中村 賢一郎
補佐兼総務係長	松本 万紀子	補佐兼議事係長	甲斐 俊平
主査	松尾 麻里	主査	村田 和寛
主任	定宗 隆一郎	事務員	尾割 春晃

○議事日程表（第2号）

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開議

第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

去る 9 月 2 日開会の予算決算特別委員会におきまして、吉富英三郎委員長から委員長の辞任願が提出され、委員会条例第 12 条の規定に基づき、これを許可の上、新たに市原隆生委員が委員長に選任されましたので、報告いたします。

これより会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○10 番（阿部真一） 会派を代表しまして議案質疑をさせていただきたいと思っております。自民新政会の阿部真一です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、補正予算、事業番号 0437、観光客誘致・受入に要する経費の追加額ということで、今回市制 100 周年ということで、これまで多くの別府市内において取組、イベントがなされております。その中で、県内外問わず、別府の観光誘客の目玉でもありますし、民間の活動からここまで規模が大きくなった冬の事業、クリスマスファンタジアの事業、この事業に関して 2,919 万円が計上されておりますが、その目的と当初事業と合わせてこのクリスマスファンタジアの事業費、どれぐらいになっているのか、まずお答えください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

今回の補正額につきましては、市制 100 周年を記念して、クリスマスファンタジアにおける花火の規模を拡大するために、クリスマスファンタジア事業費補助金を追加するものでございます。

具体的には、別府を代表する祭りであるクリスマスファンタジアを通して、市民を挙げて市制 100 周年を記念するとともに、経済波及効果を踏まえ、1 万発の花火を 2 日間打ち上げる予定としております。補助金の額につきましては、当初 3,921 万 8,000 円に補正額を加えまして、6,840 万 8,000 円となっております。

○10 番（阿部真一） これ規模感として、今までの花火の打上げ数で言いますと、どれぐらいの数の花火を上げて、どれぐらいの費用がかかったのかということは実行委員会のほうで算出していると思っておりますが、今回の補正で 3,000 万円弱の補正を上げているということで、大きな金額でございます。これがクリスマスファンタジアのイベントに関してどのような効果があり、花火がどれぐらい数多く上がって、従来の規模感よりも大きくなるのか、少しイメージしやすいような形で御答弁いただけますか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

クリスマスファンタジアにつきましては、春の温泉まつり、夏の火の海まつりと並んで別府の三大祭りの一つであり、市民皆さんで市制 100 周年を祝い、これからの別府の発展を願うために、これまで当初 1 日 7,000 発を 2 日間打ち上げる予定でございましたが、今回 1 万発を 2 日間ということで、2 日間で 6,000 発を増やすということとなっております。

これを踏まえて、にぎわいの面を見ますと、同じく 1 万発の花火を打ち上げた今年の火の海まつりにつきましては、令和 5 年度の来場者数が 14 万 2,700 人であったのに対して令和 6 年度は 20 万 4,000 人と増加しております。別府市制 100 周年を市内外に大きく周知するとともに、周辺地域にもにぎわいを見せた経済的な効果も高かったものと思われまます。

○10 番（阿部真一） このイベント等の効果というのは観光の経済効果と、この別府で住まわられてる市民の方々の活動の活性化、そしてまた幼少期にこういったイベントが別府で行われているということで、別府市のイメージ化に役立つと考えています。

このファンタジア、最初立ち上げた当時御苦労した点も多く聞いておりますし、今回100周年ということで、3,000万円弱の補正予算を増額するというので、今後の運営に関してもいろんな面で、一時的に補正を上げる形にはなると思うんですが、クリスマスファンタジアのイベントを一つだけではなく、先々の子どもたちを心豊かに育む一つのイベントとして成長しながら、起点にしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせて。

○市長（長野恭紘） 私から、答弁させていただきたいと思います。

別府の三大祭りの一つというふうに考えております。この花火、ファンタジアでありますけれども、イベントというのはやはり観光振興という側面があると思いますが、我々が考えている祭りというのは、地域振興ということで、それは地域の皆さん方が、住んでいる方々が、まずはどれだけ喜んでいただけるかということに重点を置いていると、この三大祭りにおいてはそういう考え方を持っておりますので、ここに公金を入れるということは、イベントという側面は結果としてはありますけれども、観光客誘致受入れというふうになってますんで、その側面はありつつも、我々が一番大事にしているのは、まず別府市民の皆さん方がいかに喜んでいただけるかと。そのために公金を入れるということに関しては、我々は間違っていないというふうに、それはいかに市民が喜んでいただけるかということだなというふうに思っておりますので、そういう側面で今回は100周年ってこともあるので、しっかりと市民に喜んでいただいて、かつ経済効果もしっかり上げていけるんじゃないかと、そういう期待を込めて今回の追加経費の計上ということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○10番（阿部真一） 市長の答弁も、思いもいただきましたので、市民に対しての心豊かになる一つの取組、地域振興のイベントとして、これを起点に、先ほども言いましたが今後も発展的にしていっていただきたい。行政ができることへのフォローは行政がしていただいて、民間がすべきところは民間がしていく、そういった形のところも崩さずにやっていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

児童健全育成に要する経費の追加額ということでお聞きをしたいと思います。この児童健全育成に要する経費の追加額、今回4,785万円を追加で計上しております。これは国からの補助金での計上であるとは思いますが、この内容を具体的にお聞かせいただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

放課後児童クラブ事業委託料の増額の内容でございますが、2つございます。1つ目は、国の補助基準額の年次改定、また常勤の有資格支援員2名以上を配置した場合の補助基準額の創設による増額であります。

もう一つは、ICT化推進事業として保護者との連絡やオンライン会議、オンライン研修などを行うため、パソコン機器の購入をしたり、外国籍の利用者の対応のため、翻訳機の購入などに対する補助を委託料に上乘せし、対象クラブに支給するものでございます。

これらの増額により支援業務にゆとりが生じ、放課後児童クラブの安定的な運営が期待されます。

○10番（阿部真一） これ子育て支援の拡充ということで国庫支出、県支出、そして一般財源の支出ということに財源がなっていると思います。その中で、多くのこういった放課後児童クラブを取り巻く課題の解決策というのは国、県、そして市の単費でも多くの政策が行われているわけですが、今回の補正で一つ考えていただきたいのが、別府市内四十数施設ですかね、学童クラブがあると思いますが、こういった学童クラブにこの申請補助金の周知をして、どれぐらいの施設がこのICTの補助金を使うような申請になっているのか、現在予算計上中でございますが、その予測の範囲で1人1施設当たりの補助

額と、対象となるクラブ数の予測について御答弁いただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

常勤の放課後児童支援員、2名以上配置した場合です。例えば登録児童数36人から45人で年間開所日数251日以上の例でございますと、基準額は1支援員の単位当たり最高で年額655万2,000円に増額されます。あらかじめ各クラブに意向調査を行い、必要だという手が挙がったクラブに対して行いますが、今回この対象となるクラブは現在38クラブあるうちの21クラブの予定となっております。

また、業務のICT化等を行うためのシステム導入の補助額ですが、1か所当たり50万円、また翻訳機の購入については1か所当たり15万円となっております。いずれの機器の購入予定クラブ数は20クラブでございます。こちらの機器につきましては、これまでも同様の補助金で既にICT機器を導入したクラブもございますので、合わせると28クラブでICT機器に関する補助金が活用されることとなります。

○10番（阿部真一） また、この議案質疑終了後は、最終日に採決になるかと思いますが、この学童クラブ、最初の支援員の補助に関しては38クラブ中21クラブを想定していると。そしてまたICT、パソコンなどの周辺機器の購入の補助金に関しては、今回の補助金で恐らく20クラブ、以前のICT機器の導入のクラブを合わせると28クラブが購入予定であるということに答弁いただきました。そうすると、全体で38施設ある中の21クラブと28クラブなんで、残り購入をしない、申請をしない施設に対して、もしかするとこういった国の補助金に関しての周知がやはり現場レベルでされてない学童クラブとかもあると思いますので、国の補助金でございますので、こういった便宜性がある制度に関しては、周知の面で、この予算が可決された後、もう一度しっかりと精査と周知をクラブのほうにさせていただきたいというふうに考えております。

それと次にもう一つ、放課後児童クラブ開設貸付金がこの補助金で、予算計上されております。貸付金についての御説明、そして併せて上限の金額、償還期間、利息、そしてまた現在償還中のクラブがあるのかないのか、その辺を併せて御答弁いただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

放課後児童クラブ開設資金貸付金は、放課後児童クラブ開設のために必要となる経費に充てるための資金、開設資金を貸し付けることにより、放課後児童クラブの開設が円滑に行われるように支援し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的としております。

放課後児童クラブの利用児童数の増加に伴い、山の手キッズ児童クラブに今年度設立予定している第3の施設開設について、開設準備に係る資金が必要となったために今回貸付けを行うものでございます。

貸付金額なんですが、1放課後クラブにつき1万円単位で100万円を上限としております。償還期間ですが、50万円以内の場合は1年間、50万を超える場合は2年間となっております。利息については無利息となっております。

また、同様の貸付金ですが、今償還中のクラブはほかにはございません。

○10番（阿部真一） この貸付金ですが、現行の要綱を見させていただきましたが、新規のクラブ開設時に貸付けを行っているということで理解をしております。今回山の手クラブということで、基本的には営利団体ではございませんので、その辺はしっかりと償還の過程で行政側も貸付けした先方に関しての状況を加味しながら、適切な貸付けと償還の進捗を進めていっていただきたいというふうに考えております。

それでは、この項については終わらせていただきます。

次に、小学校の施設整備に要する経費、合わせて中学校の施設整備に要する経費ということで、同様にしてお聞きしたいと思いますがよろしいでしょうか。それではお願いいたします。

今回、避雷針を設置するという事で補助金がなされております。気象状況ですね、皆さんも御存じのとおり、今年の夏はもう例年になく暑く、そして台風も先日来ましたが、気象条件の変化というのは、どこの国の研究機関でも予測がなかなか不可能な部分でございます。

今回、避雷針を別府市内の3校に設置するという事で概要をお伺いしておりますが、この避雷針を設置する目的、この避雷針を3校に設置しようとした前段の協議の中での決定、そこの部分について、まずお聞かせいただけますか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

今回、小学校2校、中学校1校に避雷設備を設置するための委託料を計上しております。

まず経緯についてでございますが、令和5年8月24日に大平山小学校に落雷し、校舎建物が破損、また電子機器類が故障するという事態が発生いたしました。幸い、児童や教職員に人的被害はございませんでしたが、地域の方々や保護者から避雷設備の設置について要望がありました。そこで今年度中に避雷設備を設置し、今後の雷災害に備えようとするものでございます。

また、小学校2校、中学校1校に整備をする判断のプロセスについて御説明をいたします。まず、建築基準法には高さ20メートルを超える建築物に避雷設備の設置を義務づける規定がございます。学校施設におきましても、法基準に基づいて20メートルを超える校舎には既に設置をしておりますが、落雷被害に遭った大平山小学校の棟は3階建てで、法基準には達していないため、避雷設備の設置をしておりませんでした。大平山小学校と同等標高に位置する鶴見小学校と朝日中学校は、同様に法基準の高さには達していませんが、昨年度大平山小学校に落雷したという現状を踏まえ、総合的に判断をいたしまして、以上3校に計7基の避雷設備を設置をするということといたしました。

○10番（阿部真一） 大平山小学校に8月24日ですかね、落雷の被害があり、そのとき夏休み期間中であつたんですかね、子どもさん、そしてまた教職員の方にも直接的な被害がなかったということでお聞きをしました。今回、別府市内全体を考えたときに、どこの場所で落雷が起きる、どこの場所に落ちるとというのは恐らく行政機関も議員も、市民の方も研究機関もなかなか予測不可能ということで、今回予算を設計するに当たって、3校に絞ったところの原因というはお聞きしたところでございますが、恐らく教育委員会の内部でも今までのこういった学校施設の整備に関しては、別府市はエアコンの設置、そしてトイレの洋式化、防災の面から言うとマンホールトイレ等、多く広く平等に学校施設の安全面、そして教育施設の福祉向上という面も勘案しまして、かなり積極的に政策を進めていっている部分というのは、これ私一議員としても感じるところでございました。

その中で、今回3校に限定したということで、恐らく全校で設置した場合の費用面というのは恐らく教育部、教育委員会の中で十分協議した上での予算提示だと理解をしております。その上で、今後こういった気象状況の変化において、早急な手を加えないといけない部分というのはまだまだある可能性もございますし、これからまた熱中症や暑さ、これももう人が命に関わるような災害ということで、今後また発生する可能性もございます。今回3校に限定したということでございますが、今後違う災害の面もやはり学校現場を考慮して、また全市内の小中学校にわたる整備の面はしっかり考えていただきたい。その上で、また企画執行部のほうでも他の公共施設の部分も恐らく影響してくる部分がございますが、その辺は同じ行政内の執行部として市民の安全を第一に守る上で、こういった設備に関しては適宜進めていっていただきたいというふうに思います。

これ避雷針をつけるということで、工事の状況が学校現場の授業とか教育の部分に影響しないのか、これちょっとお聞きしようと思ったんですが、お答えできる範囲で、工事の施工において、工事期間において学校現場の子どもたち、学校施設に影響しないのか、そ

れだけ、ワンフレーズで結構ですのでお答えください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

学校現場の教育活動に最低限支障のないように、配慮してまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） これはエアコン設置等、体育館、教室もそうですが、教育委員会は今まで経験している部分でございますので、施工の期間と学校現場に支障がないような形で設計のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、避雷針の財源ですが、今まで有効な財源を使って学校施設の施設整備をしてきました。要は、地方交付税の還元がある整備事業として国の補助金を求めてきたところでございますが、今回の財源の内容を少しお聞かせください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

避雷設備設置に係る補助制度はございません。今回の財源は、学校教育施設整備事業債と一般財源を用いる予定でございます。

○10番（阿部真一） 恐らく、この財源を見たときに、やはり全校でする部分というのが協議の中で、るる教育委員会の中で協議されて、今回の3校に絞ったところの要因の一つでもあろうかと思ひます。理解しましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、1244 図書館等一体的整備に要する経費の件、少しお聞かせたいと思ひます。

これ大型事業で、多年度にわたる事業でございます。市民の皆さんも期待し、注目している施設の整備でございますが、この補正の減額に伴う財源補正でございますが、補助金の種類と減額の理由、そして単年度で決算上こういった減額の補正が出てくるわけでございますが、当初予算で上げた財源において、一般財源の持出しの増減がないのか、そして今後、このような補助金、地方債の借入れ等の比率が変わらないのか、その辺を合わせて御答弁いただけますか。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

令和3年度から令和7年度の5か年計画で、別府公園周辺地区を対象とした都市構造再編集中支援事業に対して、国土交通省の都市構造再編集中支援事業費補助金を活用しております。誘導施設である図書館を整備する本事業は、その計画事業の一つでございますが、国の令和6年度内示額が確定したことに伴い、計画期間内における補助金の額が年度間調整をされたため、今年度分が減額となったものでございます。

事業終了年度における地方債の借入れ、それから一般財源の持出しにつきましては、当初の計画どおりとなるよう、引き続き国、県に対して要望してまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） これ議会側も忘れちゃいけないのが、やっぱり多年度にわたる事業ということで、全体の財源の一般財源の持出し、地方債の借入れ、これを一つの別府市の負担と考えたときに、全体の額の総額は変わらないにしても中の財源の内訳、国庫補助金の獲得、国の決定の金額が減額になると、例えば一般財源の持出しが増えるとか、地方債の額が増加するというところで、財源の見た目以上に市政の財源に影響を及ぼすことがあろうということで、今回単年度での財源補正の予算提示でございましたが、質問をさせていただきました。これ適宜委員会等でも、やはりこの財源の補正があったときの説明というのははっきりしていただきたいと思ひますので、この議場の場でお伝えしておきたいと思ひます。

それでは、次の水道事業についてお伺ひしたいと思ひます。

今回報道でも大きく取り上げられております、別府市の上下水道の料金の改定の条例変更でございます。上下水道局になって、水道の会計が一般行政会計と違って公企業会計になっている、その点を加味して少し質疑をさせていただきたいと思ひます。

まず、公企業会計の観点から、この水道事業の経営状況の説明をお願いしたいと思ひま

す。議場の皆さんは大体理解していることではありますが、インフラの一番大切な水道、水ということで、多くの市民の皆さんも見られておりますし、この公企業会計に關しての考え方を少し御答弁いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

まず、水道事業を取り巻く環境ですが、市の人口減少に伴い給水人口も減少していることから、給水収益は減少傾向にあります。そのような傾向の中で、令和2年度はコロナ禍の影響で給水収益も大きく落ち込んだため、それ以降は令和5年度まで毎年増加しております。

水道事業におきましては、令和5年度も純利益が生じている状況でございます。

○10番（阿部真一） それでは、同じく下水道事業の部分での公会計の観点から見る経営状況の説明をお願いいたします。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

令和2年度から地方公営企業法を適用したことで、毎年度およそ2億円の純損失が発生しております。これは、企業会計を導入し、費用として減価償却費が計上されるようになったことが要因でございます。

公共下水道事業会計でございますが、令和5年度につきましては、およそ1億1,500万円の純損失が発生しております。

○10番（阿部真一） 会計上の観点から経営状態のほう、水道事業、下水道事業と分けてお聞きいたしました。主に、下水道事業の赤字がやはりおよそ2億円、毎年決算ベースで見ても計上されておりますし、今後10年においても1億7,000万円前後ぐらいまでの赤字が見込めるとということで、それに合わせて設備投資などの、公共的な将来的な投資の部分を勘案すると、今回の値上げの検討に至ったあり方検討委員会の答申を踏まえ、その前からも内部のほうで協議していった案件だと思っておりますが、この両事業の今後の事業計画においてどのような整備が事業費としてかかるのか、これを分かりやすくもう一度説明いただけますか。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

今年の1月1日になりますが、能登半島地震におきまして、その被害の中で上下水道施設の復旧というのは他のライフラインに比べましてかなり遅れが発生した印象がございます。施設の更新、耐震化というのはもう上下水道事業といたしましても重要な事業であり、今後10年間で水道事業においては、施設拡張改良事業、配水管整備事業、基幹施設耐震補強事業などに150億円以上、公共下水道事業につきましては、管渠整備事業、処理場整備事業などに100億円以上を投資する計画となっております。

○10番（阿部真一） この部分はやはり市民にも分かりやすく、インターネットのホームページ、あわせてまた別府の発信の手段を通じて、やはりこういった整備にお金が今後かかってくる、そしてまた、過去においても上下水道の行政改革において行ってきた圧縮の部分も、しっかり市民のほうにお示しをして、今回の改定率の条例改正として上程しているというふうに、まず市民に分かりやすく周知する必要があると思っております。先ほど答弁いただきました今後の事業の計画において、それらを踏まえ、そして過去の行政改革の進捗を含め、この今の時点でじゃないと改定率の条例の改正がもう今がタイムリミットだという判断とは思いますが、それらを含めて改定率を定めたのか、そしてまた具体的に別府で生活する市民の皆さんがどれぐらいの水道料金、または下水道料金のアップになるのか、分かりやすく説明いただけますか。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

今回、上下水道料金の改定につきましては、算定期間を令和7年度から令和16年度までの10年間とし、改定率につきましては、総括原価方式により算定しております。総括

原価に対しまして、想定される収益の不足額から改定率のほうを算出しております。

今回、上下水道料金の改定につきましては、まず水道料金、こちらのほうは平均 14.23%、下水道使用料につきましては平均 25.92%の改定を今考えております。その結果となりますけども、モデルとして2か月当たり使用水量が40立方メートルのお客様の場合になりますが、現行料金では、上下水道料金合わせまして1万158円、改定後は1万2,132円と1,974円の値上がりとなります。

- 10番（阿部真一） ここまでが大方ではございますけど、今回の条例変更にあたる上下水道局の料金の値上げの策定の答弁でございます。その上で、今後今回の料金に、変更においては恐らく上下水道の局内での議論、そしてまた市長の水道行政に関するやはり今後のライフラインの獲得、そしてまた2017年でしたかね、7年前、別府市制よりも7年早くこの水道事業というのは別府のまちにおいて行われてきた先人の苦労があります。我々も水道をひねれば水が簡単に出るものというふうな認識がございますし、別府の過去の歴史を戦前・戦時中・戦後考えたときに、やはり大きな政治決断の一つだったと思います。

また、この部分で当時2017年の市長と水道局の第6期計画の拡張事業ですね、これホームページにも載っていますが、大分川の上流から引いた事業、荒金啓治市長のときでございますが、その辺の政治的な判断と、そしてまた戦前・戦時中、米軍が進駐してからの別府の水不足の部分と、いろんな面でやはり苦労してきた歴史がある中で今、我々の生活が成り立っていると。今後、その中でもやはり市長が書いてますが、代読しますが、「水道はやはり市民生活と産業活動に欠かせない重要なライフラインであり、平常時はもと、災害時においても継続的に続けることの責務が、この水道事業者としての責務として考えている」という言葉で市長が述べております。恐らくまだしっかり胸に刻まれていることと思えますし、今回の判断は、市制は100周年でございますが、水道に関しては未来永劫続くような水道行政の在り方として、やはりもう一度市民にも、この別府の水道、水に対する考えを、教育の面でも市民福祉の面でも理解していただく。発信量は確かにまだ少ないと思えます。その辺も、この条例の改正に当たって、もう一度この別府市の水道環境に関する知識を市民にしっかり周知をしていただき、その上で、ここに住む我々が受益者とは言わないですけど、負担するべきは負担する部分を理解していただいて、行政が積極的に政策を進めていくわけでございますが、やはり市民にも一度この機会に別府の水の現状というのをしっかり理解していただく必要もありますし、これが10年、20年、100年後続く別府の、水のライフラインの重要なことではないのかなというふうに考えております。

これまた記者会見の場面ですが、市長の水道に関する水に関する思いというのは、私もまだちょっとお聞きしたことございませんが、この議場でぜひこの水道、大きな政治判断であって苦しい場面というのは今後も予測はされますが、今回の決断に至った観点から少し答弁いただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 市長（長野恭紘） じゃあ私から、総括的なお話をさせていただきたいと思えます。

ビジョンの中でもそういうふうにかかせていただきましたけれども、現状、今回の水害でもかなり、一部別府の部分ではなかったかもしれませんが、いろいろと水道施設というものの破壊等があつて、非常に水に関しては御苦労される地域が多い中で、水は災害が起こっても別府の場合は水に困るということは比較的本当に少なく、これは本当に先人が築いてくれた本当に大切な、我々にとっての宝であるというふうに思えます。人員の削減といえますか、職員数を減らしていくというようなところとか、外部委託に出すというようなところで、随分と企業的な観点からの経営努力をしてきましたけれども、もともと上水・下水ともに料金というのは、別府市は非常に県下で比較しても非常に安いという状況に今まであったんだろうというふうに思えます。それを維持できればいいんですけども、やはりさっき言ったように100億円とか150億円とかという金額がこれからか

かっていきますんで、やはりこれに関してはしっかりと市民の理解を得ながら、昔の人たちが私たちにしてくれたように、今の私たちも将来世代が不安がないように、できればほかの市長がやってくればいいなというふうに思いますけども、これはもう嫌われることですがやらなきゃ仕方がない、ただそれは市民の皆さん方に丁寧に説明をして、理解をしていただくということがやはり重要なことだと思いますので、過去において一生懸命やっていた先人の思いをしっかりと引き継いで、また将来世代にわたってそういうふうに思っただけのためには、今動くしかないという決断をさせていただいたということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

- 10 番（阿部真一） それでは今後、やはりこの水道に関する情報発信というのは市民生活に直結します。そしてまた、この観光経済の地域状況を考えると、やはり別府市のいろんな分野での市民の生活費の向上、また電気代、ガス代全て上がっておりますし、収入が増えてない現状の方も多くあると思います。その部分でやはりしっかり理解していく上で、情報発信はこの議場の中だけではなく、立派な資料を作っておいてありますが、やはり市民に対してもケーブルテレビや、1階の防災スタジオとかも使って、やはり上下水道局長が出たり市長が出たりして、やっぱり情報発信というのは今後市民に対して理解してもらう一つのツールとして必ず必要だと思いますので、いい意味での明るい水道の未来を描けるような料金改定をぜひお願いしたいと思います。

それでは、以上で私の議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 20 番（市原隆生） 公明党の会派を代表してということで質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

議第 84 号と議第 88 号は似た感じになってる条例の一部改正ということでありますけれども、別々に聞いていきたいと思っております。

議第 84 号の別府市国民健康保険条例の一部改正についてということでありますけれども、前から報道のほうでもマイナカードが保険証の代わりになると、もう一気にやってくんだということで、担当の大臣が宣言をされているということで、いよいよその時期がやってくるのかなということで、12月2日からそれが実施されるということで、マイナ保険証に変わるということであります。ところで、この条例の一部改正というわけなんですけれども、今回健康保険証が発行されなくなるということで認識しておりますけれども、この議案の内容についてのまず説明をお願いしたいと思います。

- 保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

国民健康保険法の改正によりまして、12月2日から現行の保険証の新規発行ができなくなる等に伴い、健康保険証の返還についてを条例上削除し、また資格取得や喪失に関する虚偽の届出などに適用される過料について、厚生労働省が示す条例参考例に合わせ、2万円以下から10万円以下に改めるものであります。他市町村でも国が示す過料に合わせた改正を適宜行っており、本市においても、12月2日からマイナ保険証に変わることから、条例参考例に合わせ、改正をするものであります。

- 20 番（市原隆生） 今までの保険証からマイナ保険証になるということでありますけれども、これで新しい保険証、マイナ保険証になるということで、従来の保険証は発行されなくなる、それに伴って返還の必要なくなるというふうにお聞きをしました。国が示す条例に合わせた過料が2万円から10万円に引き上げられるということでありますけれども、今回別府市が行おうとしているわけなんですけども、他の市町村の過料の状況というのは今までどういうふうになされてきたのかということをお聞きしたいと思います。

- 保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

過料について、2万円以下から10万円以下に条例を改正していないのは、県下18市町村では本市のみであります。

また、本市において、罰則規定を適用した事例はございません。

- 20 番（市原隆生） これは保険証に関わる不正があった場合に、そういったことが、過料が適用されるというふうに聞きましたし、そういった例がないということなんだというふうに思っております。

今度マイナ保険証になるということで、さらにそういった不正ということが発生しにくくなるのかなというふうに感想を持ってるんですけども、今後ともそういった適正な利用の仕方というのが守れるように希望しているところであります。

次に、議第 88 号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議という中での質問なんですけども、これも国の改正により 12 月 2 日から後期高齢者の保険証が廃止されると。そういったことで先ほどの国民健康保険の保険証と同じような扱いになってくるのかなというふうに思うんですけども、こちらの後期高齢者医療の規約の変更について、この内容についても教えてください。

- 保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正によりまして、12 月 2 日から現行の後期高齢者医療被保険者証が新規発行できなくなることに伴い、大分県後期高齢者医療広域連合規約において、市町村業務と定められた被保険者証及び資格証明証の引渡しや返還の受付につきまして、資格証明証等の引渡しや返還の受付に改め、12 月 2 日から市町村が業務できるようにするものであります。

なお、特別地方公共団体である広域連合の規約変更に関しては、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定による関係市町村の協議及び同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を要するものであります。

- 20 番（市原隆生） 今の説明の中で、連合の規約変更に関して被保険者証と、それから今度資格確認証という言葉が言われておりました。この違いについてはどうなのか、説明してください。

- 保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

被保険者とは、現在の紙の健康保険証のことでありますが、12 月 2 日から現行の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証に変わります。このマイナ保険証とは、マイナンバーカードと健康保険証が紐付けられたものであります。マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードと健康保険証が紐付けされていない方には、保険証に代わる資格確認証が交付され、これまでどおり医療機関等で受診できるものであります。

資格確認証は、当面の間、該当する被保険者へ送付するものでありますが、既に送付されております後期高齢者の被保険者証であります。これについては来年の 7 月まで使用できるものであります。

- 20 番（市原隆生） 資格確認証というのが、マイナンバー、マイナ保険証として使用できない、マイナカードを持っておられる方であっても保険証と紐付けをしていない方、またまだマイナ保険証、マイナンバーカードを取得されていない方というふうに理解をしました。

このマイナンバーカードを手元に置いておられない方というのが、大体全国平均でも大体 4% ぐらいという数字を、今日担当課に聞いてから教えていただいたんですけども、大方の方が持っているんだなというふうに思う反面、例えば別府市の人口が今 11 万 3,000 というふうな中で、4% というのが 4,500 人、これ実数で 4,500 人というのはかなりの数だなというふうに思います。こういった方が、これは実際にマイナンバーカード申請されても取りに来ておられない方もかなりの数がおられるということでありました。そこはまだ取得されていない方、また取りに来てない方が 4,500 人なのかという、そこまでちょっと聞き忘れたんですけども、少なくとも 4,500 人の方は手元にマイナンバーカードを持っておられないということだというふうに思います。これは 4% という数字でありますけれども、

実数としてかなりの数だというふうに思うんですね。

こういった方の大半といいますか、想像する範囲ですけれども、やはり高齢者の方が多いのではないかというふうに思います。もちろん、後期高齢者の年齢に関わっている人が、このマイナンバーカードを手にされてない、またマイナンバーカード持っておられても、手続が煩雑であるというふうに感じられて保険証との紐付けがされてない方というのも相当の数だろうというふうに想像しております。そこで医療がやっぱり受けられなくなるというのは、これから非常によくないわけですから、それがこの資格確認証というものが利用されて、引き続き切れ目なく医療サービスを受けられるということでありますので、ぜひともこの事業につきましては進めていただきたいなというふうに思うわけでありまして、引き続き高齢者の方が今後とも困ることのないように、しっかりと手当てしていただいて、切れ目ない医療サービスの提供ができるように努めていただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

次に、小中学校の施設整備に要する経費の追加額、これ先ほどの阿部真一議員の質疑の中でされておりました、小中学校3校に対する避雷針の設置ということでありました。実際に小学校でそういった落雷の被害があって、建物の破損とそれから建物の中にあった機器の破損、そういったことがあったということでありました。

最近の気象の変化といいますか、これテレビなんか見ても都市部のほうで落雷のニュースがすごく多いんですね。見ていますと、本当に前年度の2倍ぐらいの落雷が起きていると、これは全国的なことではないかもしれませんが、結構都市部のほうで、ヒートアイランド現象なんかも関係してるんでしょう。それで落雷が非常に多いということでありました。私も個人のお宅で落雷を受けて、家の中の家電品がもう全部パーになってしまったというようなお話を聞きましたし、小学校で落雷があったときにどういった被害があったかというのは本当に想像ができるところであります。そこの個人のお宅も屋根瓦がどっか飛ばされて、近所の方から、これお宅の瓦でしょうって持ってきてくれたというような話を聞きまして、そういう落雷がこれから増えるということは本当に大変なんだろうなど。ぜひこの事業を進めていただきたいと思うんですけども、落雷が頻繁に起こってくるというのは、被害を受けるのは公共の建物だけではありませんのでね。市民生活の中でそういった被害を受けたときに、何らかのサービスというか、手当が受けられるようなことも考えていただきたいなということをお願いをして、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

- 4番(森 裕二) 4番議員の森裕二です。ビーワンベっぷ会派を代表して議案質疑をさせていただきます。

議長、まず中学校の施設整備に要する経費の追加額につきましては、阿部真一議員とのやり取りや、事前の聞き取りなどで理解をさせていただきましたので、この質問については取下げをさせていただきたいというふうに思います。

では、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)、小学校の施設整備に要する経費の追加額の中で、朝日幼稚園の改修工事に伴う朝日小学校の改修について質問をしていきたいというふうに思います。

今回、前の6月議会で朝日幼稚園の改修工事のため実施設計予算が通ったことにより、仮設園舎の整備を行わなければならないということで、候補として挙げたのが、朝日小学校の旧給食室を改修し、仮設の園舎として利用しようというものでございます。朝日小学校は、別府市内の小中学校の中でも一番児童数の多い学校でありまして、敷地内に放課後児童クラブも5つあり、空き教室もないという状況でございます。

また、放課後や休日などは体育館や運動場も社会体育の利用がぎっしりと詰まっておりまして、駐車スペースもなく、学校周辺の空き地や空き店舗などもないことから、今回、

朝日小学校の旧給食室を改修し、令和7年度から朝日幼稚園の仮設園舎として運営されることにつきましては仕方のないことだということで理解はしております。しかし、幼稚園児が同じ校舎で教育を受けるということによりまして、児童の学習環境に少なからず影響が出るのではないかなということをご心配をしております。その点についてどのような認識をされているのか、お答えください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

市内には、小学校の校舎内に園舎がある学校施設がほかにもございます。議員の御指摘は、幼稚園のカリキュラムの相違ですとか園児の声、それから活動時の音などと考えられますけれども、一方で異なる年齢の子どもと交わることにより、親しみや思いやりが生まれるといったことも期待ができます。双方が窮屈な思いをすることがないように、十分配慮した学校運営、幼稚園運営をお願いし、また私どもも一緒に考えてまいりたいと思っております。

○4番（森 裕二） 現状ただでさえ狭い敷地内に幼稚園が入ってくることになれば、使えるスペースというのはさらに減ることになります。これまでと同じ形での運営というのは難しいというふうに思いますし、我慢しなければならぬということもするという事は仕方のないことだというふうに理解をさせていただいております。

その点では、市内には園舎が学校敷地内にあるところがほかにもあるということのようですので、そこがどのような運営をして共存をされているのか、これをしっかりと関係者のほうと共有をしていただき、児童、園児双方が少しでもよい環境の中で学べるように配慮をお願いしたいというふうに思います。

それでは次に、朝日幼稚園が仮設園舎として使用予定の朝日小学校の旧給食室につきましては、北側にしか窓がなく、現在の朝日幼稚園園舎と比べて窓の数が圧倒的に少なくなっております。採光、つまり明かりの部分で不十分なのではないかというふうに感じておりますが、十分な明るさを確保するためにはどのようなことを考えているのか、お答えください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

自然採光の不足を補うために、照明器具を用いまして十分な照度を確保するように努めてまいります。

○4番（森 裕二） 明かりというものは、暗いというだけで気分も暗くなるものでございます。旧給食室の場所も、本校舎の端っこの学校の敷地の一番山手側の端っこということになりますので、その狭いスペースに押し込まれる形になる子どもたちには、せめて十分な明るさの下、元気に活動をしてもらいたいというふうに思っております。また、仮設園舎として使用後は給食の配膳室に変更を予定されているということですので、その際にも支障のないように配慮をしていただければなというふうに思っております。

次に、初めのほうにも言いましたが、朝日小学校はふだんから駐車スペースも少ないという状況でございます。そこに、幼稚園の保護者の送迎と工事車両が増える形となります。駐車場の確保ができるのかというところがとても心配になっております。体育館のクーラー設置工事の際にも、工事車両の置場、また侵入時間など子どもたちの安全と遊ぶ時間を確保するため、学校側と工事業者とで細かく日程の調整をしておりました。この点を踏まえまして、保護者の送迎や工事車両等が利用する駐車場については確保はできているのか、お答えください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

この後、工事施工業者が決定いたしましたら、工事車両、送迎車両ともに、子どもたちの安全確保を第一に考え、動線や駐車スペースについて十分協議をし、決定してまいりたいと考えております。

○4番(森 裕二) 工事施工業者が決まれば、ぜひ学校側と綿密な連絡を取っていただき、少しでも柔軟な運用をお願いをしていただけたらなというふうに思います。

今回、朝日幼稚園の園舎が新しくきれいになることということ自体はいいことだが、限られたスペースで新たな環境の中、運営していくことに不安を抱いている保護者や学校、幼稚園関係者が多くいらっしゃると思います。延長保育も引き続き仮設園舎のほうで行うということですので、それに対する配慮も必要でしょうし、実際に運営してみないと分からないということも多くあるんだろうというふうに思います。しかし、やってみて、こういうはずじゃなかったというようなことが少しでも減らせるように、事前のシミュレーションのところはしっかりできるだけ行っていただきまして、来年度はどのような形で幼稚園生活になりそうだという、そういったビジョンを早めに、来年度入ってくる予定の保護者の方たちに早めに伝えていただいて、また納得してもらおうということも必要なのではないかなというふうに感じます。子どもたちにとって、たった1年しかない貴重な幼稚園での生活になります。この思い出が嫌なものにならないように、しっかりと配慮していただくことをお願いして、この項の質問を終わりたいというふうに思います。

では次に、議第87号令和6・7・8年度別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事負担金に関する協定の締結について、質問をしていきたいというふうに思います。

今回、ビーコンプラザの吊り天井の改修工事を行っていくという内容でございますが、別府市が負担する額が2億2,115万24円ということでございますが、負担金の額が非常に高額だというふうに感じます。工事内容についてお答えください。

○観光課長(牧 宏爾) お答えいたします。

今回の工事ですが、平成25年度の建築基準法施行令及び関連省令の一部改正により、天井落下防止対策事業が公共施設等の耐震化事業の対象となったことから、地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化を図るため、大分県との共同工事として令和6年度から令和8年度にかけて、ビーコンプラザの吊り天井を改修工事を行うというものでございます。

○4番(森 裕二) ビーコンプラザの耐震化のため、県との共同工事により吊り天井の改修を行うということのようですが、では具体的にビーコンプラザのどこの部分を工事を行うのか、またその工事期間はどのようになっているのか、お答えください。

○観光課長(牧 宏爾) お答えいたします。

改修を行う場所でございますが、ビーコンプラザのエントランスホール、コンベンションホール、フィルハーモニアホール及びレセプションホールの吊り天井部分の改修となります。

工事期間ですが、令和6年10月から令和8年7月を予定しております。令和6年10月から令和7年7月にかけてはレセプションホールを行い、令和7年8月から令和8年7月にかけてコンベンションホール、フィルハーモニアホール、エントランスホールの改修を行う予定です。これらの期間については、それぞれの施設を休館として工事を行うこととなります。

○4番(森 裕二) まずは今年の10月からレセプションホールの工事を行い、その後来年の8月からコンベンションホール、フィルハーモニアホール、エントランスホールの改修を再来年の7月まで行い、工事期間中は対象施設は使用できないということのようです。工事の中身については大変よく分かりました。

では、今回締結しようとしている協定の中身についてお聞きしたいというふうに思います。大分県と別府市の負担割合というのはどうなっておりますか。

○観光課長(牧 宏爾) お答えいたします。

負担割合につきましては、所管施設の面積案分となっており、大分県が73.12%、別府

市が 26.88%となっております。

金額につきましては、総事業費 8 億 2,273 万 747 円に対しまして、大分県が 6 億 158 万 723 円、別府市が 2 億 2,115 万 24 円となっております。

- 4 番（森 裕二） 改修工事を行う負担金の割合については、その積算根拠というところは理解ができました。2 億 2,000 万円もの負担金を払う価値が今のビーコンプラザにあるのか、市としてビーコンプラザの価値をどのように捉え、それに見合う効果をどのように考えているのかをお答えください。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

ビーコンプラザにつきましては、1995 年 3 月に竣工しましたコンベンション施設であり、これまで多くの国際会議、コンサート、学会等の会場として利用されてきました。この規模のホールが別府市にあることは、別府観光にとっても非常に大きなコンテンツであると考えております。特に、コンベンション M I C E につきましては、宿泊、飲食、観光等の経済消費活動の裾野が広く、また滞在期間が比較的長いと言われており、一般的な観光客以上に周辺地域の経済効果を生み出すことが期待されております。

今回の改修工事を経て、より安心・安全に御利用いただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

- 4 番（森 裕二） ビーコンプラザは別府観光には欠かせない施設となっているということでございますので、2 億 2,000 万もの負担金を払う価値があるとお考えになっているということがよく分かりました。

ただ、今回使用できない期間というところがございます。この代替施設として考えられるのが、大分のグランシアターやホルトホールなどではないかなというふうに思います。そこを利用する関係者の宿泊先の一部としてでも、別府を選んでいただけるような努力を、今後お願いしたいというふうに思います。

以上で、私からの議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 25 番（泉 武弘） 先日、全員協議会で水道料金、下水使用料の改定の説明がありました。市長ね、この物価高の折、水道料、下水道の使用料改定というのは、議員にとっても大変気の重い議案であることは間違いありません。しかし、この水道事業と、下水道事業というのは、公営企業法という法律によって、その事業を運営するためには、使用料の収入、要するに水道料、下水使用料でその企業会計に必要な経費を賄うというのは、この企業会計の基本なんですね。だから好きだとか、嫌だとかいうことで、この料金改定に我々臨むわけにいかないんですね。問題は、現状の中で、水道事業がもつのか、下水道会計がもつのかという視点が物すごい大事だと私は思ってます。

そこで、今議場に私を含めて議員が 25 名がいます。この 25 名が仮にこの料金改定を認めたとしても、そのほかに 6 万 2,000 世帯の皆さんが、我々が認めたことによって、料金改定に応じなければいけないという問題があるんですね。そこで、議案質疑の中では、なぜこの時期に水道料金の改定をしなきゃいけないのか、下水道の使用料を改定しなきゃいけないのか、ここに視点を当てて議論を進めていきたいと思っています。

そこで、市民の皆さんから見ますとね、水道事業が苦しいんだったら税金から繰り入れたらどうかというような考えを持つ方もいるかもしれません。かつて国民健康保険事業の値上げをするときに、ある議員が、一般会計から繰入れをして国民健康保険税の上昇分を軽減したらどうかという議論をしたのを私は鮮明に覚えてます。その部分だけ見ますとね、市民は拍手喝采をするかもしれませんが、国民健康保険事業に入ってる方はそれで助かるかもしれませんが、国民健康保険に入っていない方は、国民健康保険に入ってる方に自分の税金を使われる、こういうことがあるんですね。私はそういう無責任な議論をしようとは全然思ってません。やはり議案として、提案されたからにはしっかり向き合って、自分と

しては採決していききたいと、こう思っています。

そこで一番問題は、この利用者と言われる6万2,000世帯を超える市民の皆さんに、今後料金改定の必要性、なぜ料金を改定しなきゃいけなかったのか、ここをどう説明していくのか、これが一番問われてるんだと私は思うんですね。それについてどういう考えなのか、まず答弁してください。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

上下水道局は料金を主な収入源とする公営企業で、市の人口の減少に伴い、収入も減る中、様々な企業努力をすることで、今まで長い期間、料金改定をすることなく現在に至っております。しかし、今年初めの能登半島地震からも分かるとおり、耐震化が遅れている施設、水道管につきましてその被害は甚大で、復旧にかなりの時間を要し、期間を要し、市民生活が困難な状況が発生しております。

このような事態を避けるためには、多額の経費をかけてでも古くなった施設の更新や耐震化を進めていくことが必要な状況であるということを示し、市報もしくは水道局の広報誌、SNSやケーブルテレビ等を通じまして、利用者の皆さんに理解をお願いしようかと考えております。

○25番（泉 武弘） あかね、課長ね。議員と執行部がやり取りをするとき、公営企業という言葉を使いますね、企業会計だと。しかし、一般市民にはなかなか理解しにくい言葉なんです。例えば公営企業とはどういうのがあるんですか、旅客運送業とか、工業用水とか病院だとか、こういう特別の事業を行っているものが公営企業なんですよというようなことまで付言して説明しないと、僕はいけないんじゃないかと思うんですね。

そこで、問題は市民が一番知りたいのは、じゃあ水道局の皆さんは、この料金改定に至るまでどんな経営改善したんですか、それでどこまでしてどんな効果があったんですか、そしてそれだけでなく、料金を改定しなければ、どうしてならないんですか、いうところが一番聞きたいところだと思うんですね。

そこで、これまで水道事業、下水道事業はどのような経営の改善をしてきたのか、これが1点目ですね。そして、その経営改善をした効果はどのように反映されたのか、この点を説明してください。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

水道メーターの検針業務や料金徴収業務の全部委託など、業務委託のほうを拡大することで、職員数の削減を行っております。職員数の推移でございますが、組織機構の見直しなどで平成19年度から令和4年度までの15年間になります、26人の減少となっております。これの効果といたしましては、職員給与費、人件費のほうになりますけども、平成19年度はおよそ6億9,000万円、それに対しまして、令和4年度は3億9,000万円ということで、15年間でおよそ3億円の縮減というふうになっております。

○25番（泉 武弘） 市長ね、私行財政改革クラブというクラブを作って議員活動してるんですね。それで、ごみの収集民間委託と保育園の民営化とか、あらゆるものに取り組んできました。ただ、水道事業だけはね、民営化をしたら、民間委託したらどうかというのを一回も議論したことはないです。それはなぜか。いわゆる有事の際に、いわゆる市が直営しとかなければ、水道事業の複雑な仕組みから見て、民間では対応できないってことが分かっているから、私はそういう要求をしてこなかったんですね。そういう私の一つの、何ていうか、行財政改革の中で、水道事業の民営化というのは大変難しい。それは今度の能登半島地震を見て分かるように、今断水は解消されたと言ってますけど、給水管の普及率が54%、半分しかまだ改善されてない。それほど難しいんですね、水道事業って。だから民営化というのも難しいということ、私は持論として持ってます。

そこで、もう一つが一番大切な視点、水道料金、下水道料金を値上げしますよというこ

とを今議会に諮ってます。じゃあ、値上げを議会が認めない場合に、水道事業と下水道事業は今後維持運営できるのかどうかというのを明確に教えてください。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

料金改定を行わないという仮定になりますけども、その場合、施設の更新や耐震化などの工事を行うための財源の確保ができないと考えております。その結果としてになります。老朽化した水道管の更新が滞ることにより漏水事故が多発することで、お金をかけて飲めるようにした水道水を無駄にしていることになり、経営的には減収となることが当然想定されております。さらに、耐震化の遅れというのは災害の際、施設に甚大な被害をもたらすことで、復旧作業にかなりの時間を要することで、市民生活への多大な影響が出るということが想定されます。

○25番（泉 武弘） あと2点お尋ねしますね。

別府市、本当に幸せなまちということを言います、この水道に関して言いますとね。大分川から別府まで約21キロを隧道、それから水路で水を運んできてます。ここに漏水とか、崩壊によって断水ということを経験したことはない幸せなまちなんですね。だから、それが大丈夫かということ大丈夫という保証はないんです。それがいわゆる災害なんですよ。70%の水源を大分川に頼っているということで半面見ますとね、大変危なっかしい状況なんですね。隧道水路が決壊した場合の、別府市には水が来ないということなんです。

そこで一番大きな問題は、今回料金改定をします、料金改定をするということは市民に対して、その料金改定の増収分をどういう事業に使うのかという説明が極めて大切だと思うんですね。この前、市から頂いた資料に基づいて言いますと、水道管の総延長は、別府市から岩国までぐらいの距離ですね、約557キロです。そのうちに主要な、特に大事な基幹水路というのが66キロあります。その基幹水路で、大きな地震が起きたときに大丈夫ですよと見込まれているのが約31キロですね。耐震化率が47%、別府市では、送水管、一番大きな管の47%しか耐震化が進んでないということなんです。

下水を見ていきましょうか。下水は234キロ、総延長あります。それで耐震補強工事の完了は77キロで約32.4%近くですね。この数字だけを見ていきますとね、大丈夫と思うかもしれませんが、下水管の一番怖いところは10号線なんですね。いわゆる埋立地に、汚水が一番基幹となるポンプが埋まってる、浜脇から中央浄化センターまで6か所の中継ポンプがあってそれを送って、この部分が接合が不良で離れてたか、耐震、汚水管が破損したと、一切汚水処理はできないんですよ。こういう危険な状況があるということなんです。

そこでお聞きしますね。下水、汚水、今回値上げを認めたとした場合に、水道と下水の整備化計画はあるんですか。その整備計画に基づいて、増収分で耐震化とか、水道管は40年たつともう既に寿命というふうに見られてます、実際は使えますけど。そういう管の敷設替えもしなきゃいけないんですね。そういうものの年次計画というのは作ってるんですか、どうですか、お尋ねします。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

水道事業、公共下水道事業ともに今後10年間に渡っての整備計画というのは策定されております。当然その計画に基づきまして、今回、水道料金の改定率等については協議させていただいております。

○25番（泉 武弘） あと2点だけお尋ねします。

一番私が危惧している、今回の料金改定で危惧しているのは、冒頭に申し上げましたね、物価高騰で苦しい経営とか、苦しい生活を余儀なくされている人がいる中で、料金改定をしなきゃいけないという問題がある。そこで、特に苦しいと思われるのは障がい者の団体。それから生活保護を受けている方々、子ども食堂、もろに影響を受けるんですね。こうい

う方に対する格段の配慮というのは、水道局内で議論したことはありますか。そして議論したことがあれば、教えてください。

私はね、平時であれば構わないんですけど、コロナの影響がやっとなげ始めたところ、ところが物価が非常に高騰してる、それが市民生活を直撃してるんですね。私どもは仕方ありませんよ、水道事業で水道受けてる。ただ、収入が伸びない子ども食堂、障がい者団体、生活保護世帯、ここらに対してはね、私は特段の配慮が必要じゃないかというふうに実は考えてます。そこはどういうふうに、水道事業としては考えてますか。

○上下水道局長（松屋益治郎） お答えいたします。

今回の料金改定につきましては、利用者の方々に公平な負担をお願いすることから、今のところ特別な減免等を制度としては設けてはございません。ただし、先ほど言われました特段の配慮が必要とされる場合に局としましては、個別案件として対応することが考えられます。

○25番（泉 武弘） 最後の質疑になります。

局長ね、市長、やっぱり本当に市民生活はかなり厳しいと思う。これは通常的生活保護世帯に対する支給額ですが、物価が上がり過ぎたんですね。だから自分の生活がさらに厳しくなっているという現状があるんですね。そういうところには、やっぱり勇断を持って対応していただきたいなということをお願いしておきます。

それから、この前全員協議会で大変気になる説明が一つありました。それは、上下水道会計の累積赤字が7億円近くありますね。その中で、問題は社会資本整備交付金、いわゆる補助金と言ったら分かりやすいと思いますから、補助金を申請するときに赤字分の解消の整備計画が添付されないと交付金の対象にならないというふうに、私は浅学な者ですけれども、いろいろ調べたら、整備計画と交付金というのは一体性があるんですよ、というふうになってると思うんです。そこのところどうですか。

○上下水道局下水道課長（田邊和也） お答えいたします。

公共下水道事業では、施設の更新や整備などにかかる費用は、国からの交付金が重要な財源となっております。その交付率は50%から55%となっておりますが、交付金を受けるには交付要件を満たす必要があります。決算で純損失が発生している場合には、改善策について経営戦略の定め、経営の健全化を図ることが要件化されています。使用料を改定して、収支のバランス・適正化を図ることも、交付金を受けるのに必要な条件となっております。

古くなった施設の更新や地震対策などを進めていくためには、国からの交付金は重要な財源となっておりますので、交付金を受けるためにも、使用料の改定が必要と考えております。

○25番（泉 武弘） 最後もう一回確認させてくださいね。現在水道事業、これ人口減少に伴う減収分が生じてます。下水道会計は累積赤字が7億円近くあります。となると、交付金申請を出そうと思えば整備計画を一体的に出さないと無理だというふうに私は受け止めたんですね。そのような理解でいいのかどうかというのを最後にお聞きしたいのと同時に、確かに水道料金、下水道料金改定反対ですって言うのは簡単です。見栄えがいいかもしれませんが、私になぜそれを言わないかというのは、水道事業、下水道事業の持続的な運営に対する私の具体的な提案ができないから、それを言わないだけなんですね。

それで最後に、もう一回確認させてください。今回下水道、水道等の整備計画を確定しないと交付金の申請が難しいというように理解していいのかどうか、最後に答弁をいただいて終わります。

○上下水道局下水道課長（田邊和也） お答えいたします。

整備計画ですが、整備計画を提出する際に、当然経営の健全化、それらの要件も入って

きますので、そこで純損失が続きますと交付金改善策を提案しなければ交付金を受けられなくなるということでございます。

○9番(美馬恭子) 日本共産党、美馬恭子です。

それでは最初にお伺いいたします。議第80号別府市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてというところで、お伺いしたいと思います。

別府市の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、これは家庭的保育事業について、少し詳しく説明をしていただきたいと思いますと思いますが、お願いいたします。

○次長兼子育て支援課長(中西郁夫) お答えいたします。

この条例に規定しております家庭的保育事業等でございますが、児童福祉法第24条第2項に規定されており、その事業形態は、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育所の4種類がございます。この家庭的保育事業等は、平成27年4月にスタートしました子ども・子育て支援新制度において、新たに創設された地域型保育に位置づけられており、少人数で主として0歳から2歳までの子どもを保育する事業となっております。

○9番(美馬恭子) それでは、この条例改正の内容についてもう少し説明してください。

○次長兼子育て支援課長(中西郁夫) お答えいたします。

条例第29条及び第31条で、小規模保育事業における保育士の配置基準、また第44条及び第47条で、事業所内保育事業における保育士の配置基準をそれぞれ国の配置基準の改正に準じて改正するものでございます。

なお、現在別府市内においてこの条例を適用される家庭的保育事業等を行う施設はございません。

○9番(美馬恭子) ありがとうございます。現在、こういう施設はないということなので、なぜこのところを私が聞いたかったかというと、前の6月議会でもお尋ねしましたように、誰でも通園制度が今度令和8年度から始まるようになります。その場合、施設としてこういうところを立ち上げていきたい、また人数としてどうなのかという考えを持っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、その内容をきちっとお伺いしたかったということでお尋ねいたしました。今後、条例改正に伴ってもし別府市の中でそういうふうな適用される事業所が出てきた場合には、しっかりと指導していただきたいと思いますというふうに考えております。

それでは、次の議第85号に入りたいと思いますが、これに関しましては、議長、それから議会事務局、また議員の方々ともお話をいたしまして、また今回阿部真一議員や泉議員などがお話も聞かれました。私はまた特に委員会のメンバーともなっております。ここで議案を提出して、議案質疑もさせていただきたいと思いましたが、以後は委員会のほうでしっかりと議論を進めていきたいと思っておりますので、この点に関しては質問を取り下げさせていただきます。

○1番(塩手悠太) おはようございます。1番、有志の会の塩手悠太です。私は2つの経費について質問させていただきます。

まずは議第75号から、住宅等耐震診断・耐震改修等に要する経費の追加額についてまずは質問していきます。

まず、この事業と議案について簡単に整理をさせていただくと、旧耐震基準、いわゆる昭和56年より前に建築された建物は、建築基準法で定められている耐震基準が強化される前の旧耐震基準によって建てられた建物です。耐震性が非常に不十分である建物が多く存在するということが、それから昨今の震災等を契機に国土交通省のほうでも、令和12年までに耐震性が不十分な住宅、それから令和7年までに耐震性が不十分で、また耐

震診断が義務づけられている対象の建物を、おおむねそれまで解消するということを目標に掲げて、耐震化を推進するような方針も掲げているというところで、別府市においても、耐震化を支援するということにおいて、旧耐震基準で建築された木造の2階建て以下の建物住宅を対象に耐震診断の補助、それから、その診断結果として評定が1.0未満の住宅を対象に耐震工事をした際に3分の2、上限100万円を補助すると。それから諸条件に該当すれば、上限120万円まで補助するということがこの事業であるというふうに認識しております。

それから今回、年初の能登半島地震を受けて補助申請の件数が増加したということで、約474万円の追加補正をするというふうに認識をしております。

そこで、気になっている点を2つだけ確認をさせていただきますのでお願いいたします。今回補正をするということで、当初予定していた約1,297万円では今回申請に対応することができないということの意味しているんだというふうに思うんですが、そもそも当初予算の時点でどれくらいの申請件数を想定をしていたのか、それからまた能登半島地震を受けて、今どれくらい申請の件数が増加をしているのか、この2点併せてお答えください。

○都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

当初予算案としましては、木造住宅耐震診断、この補助金を19件分、マンション耐震診断補助金を2件分、それから木造住宅耐震の改修の補助金を5件分計上しております。

次に、今年度8月末時点での申請状況ですが、木造住宅の耐震の診断が32件、木造住宅耐震の改修が8件となっております。

○1番（塩手悠太） 特に耐震診断の件数が約1.7倍増加をしているということで、また改修の工事の申請も増えているということでありますので、これは市民の皆さんの関心が非常に高まっているというふうに見てとれます。

では次に、補正の474万円、そのうち耐震の診断補助で追加74万円分、それから耐震改修の補助で約400万円ということですが、これを積算する根拠として、それぞれどれくらい追加の申請があるというふうに見込んでこの予算を追加されたのでしょうか、お答えください。

○都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

当初予算に加えまして、耐震診断につきましては、事前相談の状況や意向の調査によりまして、7件分を見込んでおります。耐震改修につきましては、耐震診断済みの物件について、改修の意向の聞き取り、その状況から4件分を見込み、補助金額を追加額として計上させていただいております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。8月には日向灘の地震が起こりまして、また南海トラフ地震の危険性も多く報道でされておりました。より、今耐震に対して関心だったり、需要というところが非常に高まっていると私も実感しておりますので、そういった状況に十分に対応して、耐震化促進というところをより進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の経費について質問させていただきます。都市公園維持管理に要する経費の追加額についてお伺いいたします。

補正予算書の中には、都市公園維持管理の工事請負費として約2,000万円の追加計上がされておりましたが、この追加計上された経費の中身についてお答えください。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

東荘園町に鶴見ヶ丘児童公園という公園がございます。この公園の土台の部分となります擁壁に不具合が見つかりまして、その安全のために早急に改修する必要があります。その改修費として予算を計上させていただいております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。私も今日朝、実際に公園へ再度確認しに行っ

バリケード張られている部分と擁壁が実際に破損している部分というところを確認してきました。

では次に、公園の擁壁横を早急に改修しなければいけないと、それぐらいの不具合が発見されたということですが、この不具合が発見された経緯というところで、市民からの情報提供だったのか、それとも職員の皆さんの定期巡回等で発見されたのか、その発見された経緯についてお答えください。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

公園の安全点検につきましては、長期の休みの前に職員による点検を行っております。その職員の点検の詳細点検のときに、その擁壁の不具合を発見したという状況です。

○1番（塩手悠太） 職員さんの定期点検というところで確認されたというところで、重大な事故もなく、未然に防ぎ、利用のする方の安心・安全な公園利用というところを、皆さんが日頃から務めている成果だというふうに思います。今後、擁壁が実際にどういう原因で破損をしたのかというところの原因追求だったり、今後ほかの公園でないような予防の対策等を含めてしていただきたいというふうに思います。

では最後に、改修工事の具体的な今後のスケジュール感について、実際に工事請負の契約方法がどういう契約方法を考えられているのかという点も含めて、最後お答えください。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

契約方法につきましては、指名競争入札になろうかなと思います。早急に工事発注のほうを行いまして、今年度中に工事が完成するように進めていきたいというふうに考えております。

○1番（塩手悠太） 朝も確認しに行ったんですが、ちょうど擁壁で工事を予定されているようにバリケードが張られていたんですが、そのバリケード内に滑り台等も遊具設置されてました。工事、これから年度内にされるということですので、実際に工事が始まった際にどれぐらいの期間立入りができませんかとか、そういったものをしっかり広報周知をしていただきたいというのと、利用者の安心・安全な公園利用により一層努めていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（加藤信康） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

明日6日から16日までの11日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は17日定刻から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時40分 散会

